

令和7年3月吉日

近隣住民の皆様方

株式会社幸博商事
代表取締役 根 幸博

特定再生資源屋外保管業許可申請についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（通称：金属スクラップヤード等規制条例）の施行に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請を行う運びとなりました。事業計画の概要につき、簡易ではございますが、お知らせ申し上げます。

(ア) 許可を受けようとする者の氏名

〒270-1416

千葉県白井市七次台三丁目 49-31

株式会社幸博商事 代表取締役 根 幸博

TEL：047-497-3248

(イ) 事業場所在地，敷地面積，設備・構造

所在地：千葉県白井市神々廻字河原子台 1746-4，1742-4

施設面積：3879.4 m²

構造及び設備：別紙の通り

(ウ) 事業の概要

概要：特定再生資源（プラスチック製品，プラスチックの端材等）を屋外において、重機等を使用して特定再生資源の保管等をする事業。

取扱物品：プラスチック類のみ

※廃棄物、有害使用済機器等を除く。

(エ) 保管等の方法

作業時間：9時00分～18時00分

保管物を積み上げる高さ：4.5m（最大）

発生する作業：破碎，切断，洗浄

(オ) その他

事業開始時期：2014年4月頃

(カ) 添付資料

- 事業計画の概要（P3～P8）
- 標準作業書（P9～P24）
- 別紙図面（特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備）
 - ・屋外保管場所①平面図
 - ・屋外保管場所②平面図
 - ・工場棟内平面図

本件に関するご意見、ご要望のお問合せ先
株式会社幸博商事 代理人
行政書士法人友綱国際法務事務所
電話番号：06-6910-1313
メール：info@law-tomotsuna.jp

敬具

事業計画の概要

1 事業者の情報

(1) 事業者

株式会社幸博商事

代表取締役 根 幸博

住所 〒270-1416 千葉県白井市七次台三丁目 49-31

電話番号 TEL：047-497-3428 FAX：047-497-3439

(2) 現場責任者になる予定の者

施設長 張 寧寧

電話番号 070-1265-8999

副施設長 付 成剛

電話番号 080-7615-5888

2 事業場の情報

所在地 千葉県白井市神々廻字河原子台 1746-4, 1742-2

敷地面積 3,879.4 m²

事業場内の建築物等 2棟 (事務所・工場棟)

詳細は別称平面図のとおり。

3 事業の概要 (事業開始：2014年4月頃)

プラスチック類の回収及び買取

↓

プラスチック類の選別

↓

選別したプラスチック類を破碎

↓

破碎したプラスチックを粉碎

↓

粉碎したプラスチックを洗浄 (取引先からの依頼があった場合のみ)

↓

粉碎したプラスチックを売却若しくは自社にてペレット製造

4 取扱物品

- ・硬質プラスチック
- ・自動車バンパー（プラスチック類）
- ・衣装ケース（プラスチック類）
- ・折りたたみコンテナ（プラスチック類）
- ・硬質プラスチックパイプ（プラスチック類）
- ・ポリタンク（プラスチック類）

5 保管の方法

(1) 保管の場所ごとの情報

保管の場所	位置	面積(実測)	特定再生資源の区分	保管の高さ(最高)
保管物 A	別紙図面	81 m ²	プラスチック類	2.25m
保管物 B	別紙図面	99.6 m ²	プラスチック類	1.5m
保管物 C	別紙図面	40 m ²	プラスチック類	1.25m
保管物 D	別紙図面	432 m ²	プラスチック類	3.25m
保管物 D'	別紙図面	432 m ²	プラスチック類	3.25m
保管物 E	別紙図面	94.25 m ²	プラスチック類	1.62m
保管物 F	別紙図面	344.7 m ²	プラスチック類	2.62m
保管物 G	別紙図面	108.5 m ²	プラスチック類	1.25m
保管物 H	別紙図面	200.1 m ²	プラスチック類	2.56m
保管物 I	別紙図面	195.3 m ²	プラスチック類	2.25m

詳細は、別紙のとおり

(2) 保管の作業の方法及び手順

保管の場所ごとに、標準作業書のとおり。

(3) 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力

機械	機械の種類	使用するアタッチメント等	型式等
①	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 02-8FD20
②	フォークリフト	最大揚高 4.0m	トヨタ 02-8FD30
③	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 8FB25
④	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 02-8FD25
⑤	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 8FB25

⑥	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1
⑦	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1
⑧	フォークリフト	最大揚高 4.5m	コマツ FE25-1
⑨	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1

6 破碎等の方法

(1) 破碎等の場所ごとの情報

破碎等の場所	位置	面積(実測)	破碎等の種類	破碎等の方法(概要)
破碎機①	別紙図面	65 m ²	破碎	破碎機による破碎
破碎機②	別紙図面	37.7 m ²	破碎	破碎機による破碎
粉碎機①	別紙図面	18.85 m ²	破碎	粉碎機による粉碎
粉碎機②	別紙図面	113.1 m ²	破碎	粉碎機による粉碎
切断機	別紙図面	37.7 m ²	切断	切断機による切断
洗浄機	別紙図面	37.7 m ²	洗浄	水槽による洗浄

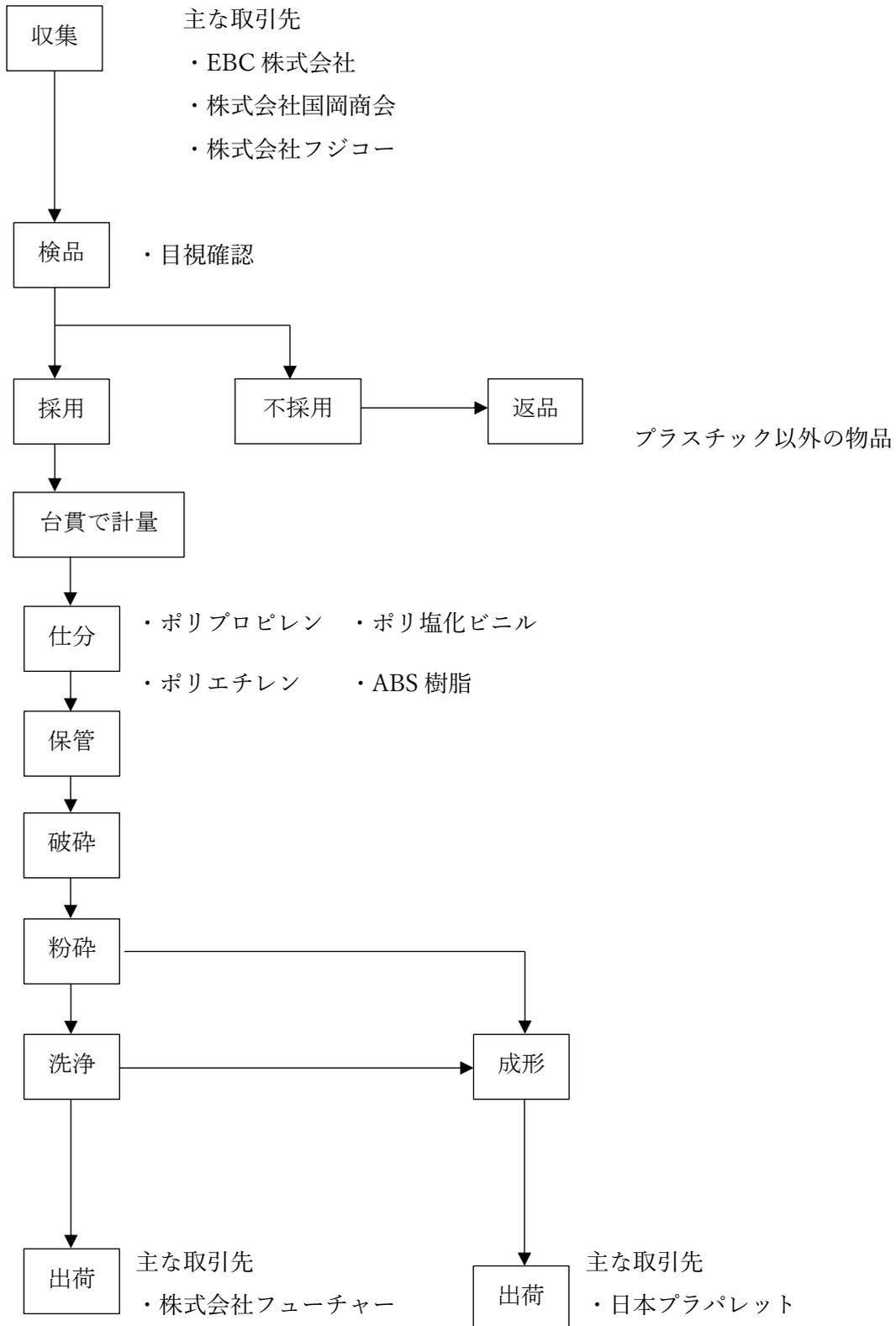
(2) 破碎等の作業の方法及び手順

破碎等の場所ごとに、標準作業書のとおり

(3) 破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力

設備	設備の種類	破碎等の種類	破碎等の場所	型式等
①	破碎機	破碎	破碎機①	別紙①
②	破碎機	破碎	破碎機②	別紙①
③	粉碎機	破碎	粉碎機①	別紙①
④	粉碎機	破碎	粉碎機②	別紙①
⑤	切断機	切断	切断機	別紙①
⑥	洗浄機	洗浄	洗浄機	別紙①

フローチャート（作業の流れ）



破碎機①

全長	3m
全高	4.5m
軸数	1 軸
歯 (枚数)	30 枚
歯 (厚さ)	50mm
切断の大きさ	80mm
切断可能量 (1 時間あたり)	1000kg
モーター出力	45kW×2

破碎機②

全長	4m
全高	3m
軸数	2 軸
歯 (枚数)	34 枚
歯 (厚さ)	100mm
切断の大きさ	40~200mm
切断可能量 (1 時間あたり)	1000kg
モーター出力	45kW×2

粉碎機①

全長	1.5m
全高	2m
軸数	1 軸
歯 (枚数)	7 枚
歯 (厚さ)	40mm
切断の大きさ	24mm
切断可能量 (1 時間あたり)	300kg
モーター出力	45kW

粉碎機②

全長	2m
全高	4.5m
軸数	2軸
歯（枚数）	18枚
歯（厚さ）	30mm
切断の大きさ	24mm
切断可能量（1時間あたり）	500kg
モーター出力	55kW

切断機

全長	2m
全高	2.2m
歯（枚数）	1枚
歯（大きさ）	縦 500mm 横 1300mm
歯（厚さ）	600mm
モーター出力	30kW

洗浄機

全長	4.5m
全高	1.5m
洗浄可能量（1時間あたり）	500kg
モーター出力	2.2kW×2

標準作業書

[特定再生資源屋外保管業]

この標準作業書は、特定再生資源屋外保管事業場内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。

外国人従業者についても、標準作業書の内容が分かるような翻訳版を用意し、作業の方法等を実際に示して確認させることによって、周知を徹底する。

株式会社幸博商事

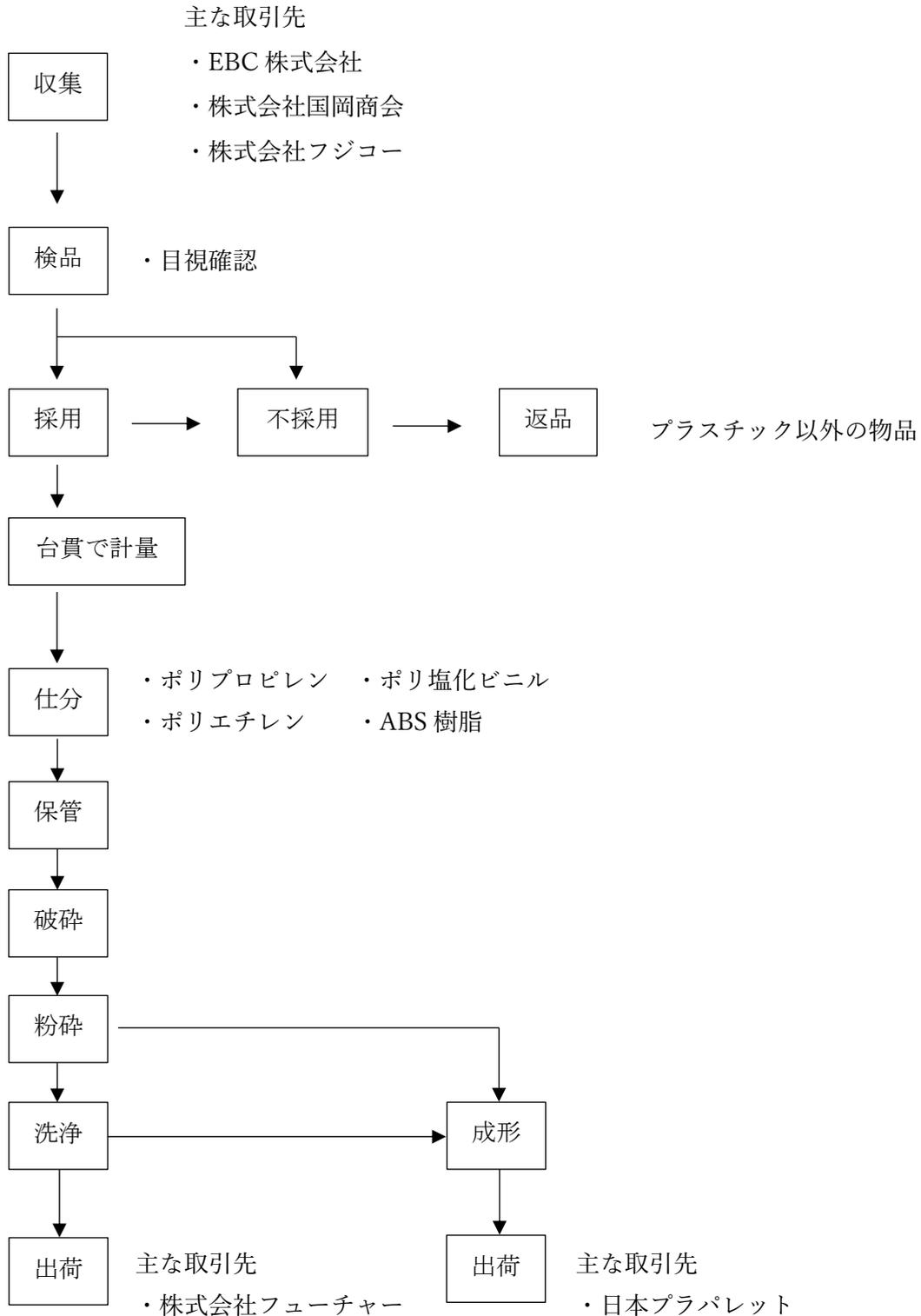
令和7年3月4日

目 次

1	特定再生資源屋外保管業の標準作業	2
(1)	フローチャート（作業の流れ）	2
(2)	受取の作業の方法等	3
(3)	引渡しの作業の方法等	3
(3)	保管の作業の方法等	3
(4)	破碎等の作業の方法等	7
2	特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画	9
(1)	維持管理計画	9
(2)	囲いの維持管理の方法	10
(3)	底面舗装の維持管理の方法	10
(4)	標識の維持管理の方法	10
(5)	フォークリフトの維持管理の方法	10
(6)	破碎機・粉碎機・切断機の維持管理方法	10
(7)	洗浄機の維持管理方法	10
3	適正実施のための措置	11
(1)	作業のための遵守事項	11
(2)	火災予防上の措置	11
(3)	污水対策の措置	11
(4)	従業員の教育	12
(5)	廃棄物の処理	12
4	事故時の措置	12
(1)	事故等の対応	13
(2)	連絡通報表	13

1 特定再生資源屋外保管業の標準作業

(1) フローチャート（作業の流れ）



(2) 受取の作業の方法等

ア 作業手順

- ・ 事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ・ 取り扱うことができる物品以外のものを誤って受け取らないため、必ず受取時に検査を行う。
- ・ 受取時の検査は、原則として従業者の目視確認により行う。
- ・ 所定の保管の場所に移動し、荷卸しを行う。
- ・ 取引台帳に、受取の都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

受取の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、受取作業は行わない。
- ・ 目視確認によって電池、バッテリー等の火災発生の原因となる物品を確認したときは、その場で分離し、所定の保管場所(廃棄物保管場所)に移動すること。
- ・ 保管の高さ等の基準を超過する可能性がある場合には、受取をしない。
- ・ 取り扱うことができない物品については、受取を拒否し、持ち帰らせる。

(3) 引渡しの作業方法等

ア 作業手順

- ・ 各保管場所からフォークリフトにて運搬し、積込みを行う。
- ・ 事業場入口の台貫で重量を計算する。
- ・ 取引台帳に、引渡しの都度、取引内容を記録する。

イ 注意事項

引渡しの作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、引渡し作業は行わない。
- ・ 引渡し先も、再生資源の屋外保管業を行う事業者である場合は、県条例その他の条例等に基づく許認可等を有する事業者であることを確認し、取引を行う。

(4) 保管の作業方法等

ア 共通事項

保管の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、保管の作業は行わない。
- ・ 所定の保管の場所以外では、保管物の保管は行わない。
- ・ 保管の場所ごとに定めた保管区分及び保管方法を遵守して保管をする。

イ 保管場所の一覧

保管場所	位置	面積(実測)	特定再生資源の区分	保管の高さ(最高)
保管物 A	別紙図面	81 m ²	プラスチック類	2.25m

保管物 B	別紙図面	99.6 m ²	プラスチック類	1.5m
保管物 C	別紙図面	40 m ²	プラスチック類	1.25m
保管物 D	別紙図面	432 m ²	プラスチック類	3.25m
保管物 D'	別紙図面	432 m ²	プラスチック類	3.25m
保管物 E	別紙図面	94.25 m ²	プラスチック類	1.62m
保管物 F	別紙図面	344.7 m ²	プラスチック類	2.62m
保管物 G	別紙図面	108.5 m ²	プラスチック類	1.25m
保管物 H	別紙図面	200.1 m ²	プラスチック類	2.56m
保管物 I	別紙図面	195.3 m ²	プラスチック類	2.25m

ウ 積み上げる作業の用に供する機械（一覧）

機械	機械の種類	使用するアタッチメント等	型式等
①	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 02-8FD20
②	フォークリフト	最大揚高 4.0m	トヨタ 02-8FD30
③	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 8FB25
④	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 02-8FD25
⑤	フォークリフト	最大揚高 4.5m	トヨタ 8FB25
⑥	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1
⑦	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1
⑧	フォークリフト	最大揚高 4.5m	コマツ FE25-1
⑨	フォークリフト	最大揚高 4.3m	コマツ FE25-1

エ 保管場所ごとの作業手順及び生活環境保全上の支障発生防止方法

(i) 保管場所 A

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	非選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは2.25m以下とする。

(ii) 保管場所 B

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	非選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは1.5m以下とする。

(iii) 保管場所 C

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは1.25m以下とする。

(iv) 保管場所 D 及び D'

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは3.25m以下とする。

(v) 保管場所 E

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは1.62m（一部0.8m）以下とする。

(vi) 保管場所 F

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは2.62m（一部1.62m, 1m）以下とする。

(vii) 保管場所 G

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは1.25m以下とする。

(viii) 保管場所 H

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無

選別・非選別	選別
--------	----

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは2.56m（一部1.75m）以下とする。

(ix) 保管場所 I

保管場所の概要

特定再生資源の区分	プラスチック類
油類の付着有無	無
選別・非選別	選別

作業方法等

- ①作業時間は9時から18時とする。
- ②積み上げる作業の用に供する機械はフォークリフトとする。
- ③保管は、囲いから30cm程度離れた場所から行う。
積み重ねる際の高さは2.25m以下とする。

(5) 破砕等の作業の方法等

ア 共通事項

- 破砕等の作業に当たっては、以下の点に注意する。
- ・ 所定の作業時間以外には、破砕等の作業は行わない。
 - ・ 所定の破砕等の場所以外では、破砕等の作業は行わない。
 - ・ 破砕等の場所ごとに定めた破砕等の作業方法を遵守して破砕等をする。

イ 破砕等の場所

破砕等の場所	位置	面積(実測)	破砕等の種類	破砕等の方法(概要)
破砕機①	別紙図面	65 m ²	破砕	破砕機による破砕
破砕機②	別紙図面	37.7 m ²	破砕	破砕機による破砕
粉碎機①	別紙図面	18.85 m ²	破砕	粉碎機による粉碎
粉碎機②	別紙図面	113.1 m ²	破砕	粉碎機による粉碎
切断機	別紙図面	37.7 m ²	切断	切断機による切断
洗浄機	別紙図面	37.7 m ²	洗浄	水槽による洗浄

ウ 破砕等の用に供する設備（一覧）

設備	設備の種類	破砕等の種類	破砕等の場所	型式等
----	-------	--------	--------	-----

破碎機①	破碎機	破碎	破碎機①	別紙①
破碎機②	破碎機	破碎	破碎機②	別紙①
粉碎機①	粉碎機	破碎	粉碎機①	別紙①
粉碎機②	粉碎機	破碎	粉碎機②	別紙①
切断機	切断機	切断	切断機	別紙①
洗浄機	洗浄機	洗浄	洗浄機	別紙①

エ 破碎等の場所ごとの作業手順及び生活環境保全上の支障発生防止方法

(i) 破碎機①

< 1 > 破碎等の種類：破碎

< 2 > 破碎等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②プラスチック類以外のものの混入がないことを目視にて確認し、フォークリフトを用いて投入する。

(ii) 破碎機②

< 1 > 破碎等の種類：破碎

< 2 > 破碎等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②プラスチック類以外のものの混入がないことを目視にて確認し、フォークリフトを用いて投入する。

(iii) 粉碎機①

< 1 > 破碎等の種類：破碎

< 2 > 破碎等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②プラスチック類以外のものの混入がないことを目視にて確認し、フォークリフトを用いて投入する。

(iv) 粉碎機②

< 1 > 破碎等の種類：破碎

< 2 > 破碎等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②プラスチック類以外のものの混入がないことを目視にて確認し、フォークリフトを用いて投入する。

(v) 切断機

< 1 > 破砕等の種類：切断

< 2 > 破砕等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②粉砕物に異物が混入していないことを目視にて確認し、フォークリフトを用いて投入する。

(vi) 洗浄機

< 1 > 破砕等の種類：洗浄

< 2 > 破砕等の作業の具体的な方法及び手順

①作業時間は9時から18時とする。

②取引先から粉砕物の洗浄の依頼があった場合のみ、洗浄機を使用する。

③粉砕機の排出口と洗浄機を接続し、使用する。

2 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

(1) 維持管理計画

	点検箇所・ポイント	点検時期(頻度)	維持管理の方法
囲い	変形又は破損	毎日(始業・終業時)	補修(→補強工事等) 保管物の移動
底面舗装	① ひび割れの有無 ②油膜の有無	① 毎日(始業・終業時) ② 随時	① 補修 ② 除去
標識	破損の有無	1回/週(月曜日)	補修
フォークリフト	破損の有無	毎日(始業・終業時)	補修
破砕機	①破損の有無 ②内部機構・ブレードの損傷有無	①使用前・後 ②1回/週(月曜日)	①②応急処置→補修
粉砕機	①破損の有無 ②内部機構・ブレードの損傷有無	①使用前・後 ②1回/週(月曜日)	①②応急処置→補修
切断機	①破損の有無 ②内部機構・ブレードの損傷有無	1回/週(月曜日)	応急処置→補修
洗浄機	破損・故障の有無等	1回/週(月曜日)	応急処置→補修

(2) 囲いの維持管理の方法

- ・ 始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 囲いに変形又は破損が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。このとき、崩落の危険がある場合には、直ちに当該囲いに荷重がかかる保管物を崩落の危険がないよう荷重がかからない位置まで移動させる。
- ・ 囲いの補強工事等を行う場合は、事業場の構造の変更に該当することがあるため、直ちに県に報告し、確認を受けてから施工する。

(3) 底面舗装の維持管理の方法

- ・ 始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 油膜が底面に溜まっていることを確認したときは、できるだけ水で流すことなく、随時、拭取りにより清掃する。
- ・ 底面舗装に破損等（コンクリートのひび割れ等）が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。

(4) 標識の維持管理の方法

- ・ 標識に汚損、破損等がないか、定期的目視で点検する。
- ・ 汚損、破損等により、記載事項が判読できなくなりそうときは、速やかに補修するか、作り直しを手配する。
- ・ 標識の記載事項に変更があるときは、県への必要な手続を行った後で、速やかに書換えを行う。

(5) フォークリフトの維持管理の方法

- ・ フォークリフトについては、(1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。
- ・ (1)の点検で異常を認めたときは、直ちに補修等の措置を行う。

(6) 破碎機・粉砕機・切断機の維持管理方法

- ・ (1)の計画に基づいて、破碎機・粉砕機の使用前及び使用後は、緩んだ部品がないか、損傷部分がないかを目視で点検する。
- ・ (1)の計画に基づいて、機械全体・内部機構に損傷がないかを目視で確認する。
- ・ 適宜清掃を行い、塵やホコリを取り除く。

(7) 洗浄機の維持管理方法

- ・ (1) の計画に基づいて、洗浄機の使用前及び使用後は、緩んだ部品がないか、損傷部分がないかを目視で点検する。
- ・ (1) の計画に基づいて、機械全体・内部機構に損傷がないかを目視で確認する。
- ・ 適宜清掃を行い、塵やホコリを取り除く。
- ・ ごみや異物によって給排水設備につまりが生じていないか、随時、目視で確認する。ごみや異物がある場合、その都度、撤去・清掃を行う。
- ・ 汚水・汚泥を定期的に回収し、産業廃棄物として適正に処理する。

3 適切実施のための措置

(1) 作業のための遵守事項

作業に当たっては、以下の事項を遵守する。

- ・ 事業計画において定めた保管の場所及び破砕等の場所以外で、保管及び破砕等の作業を行わない。
- ・ この標準作業書に定めのない作業方法を取らないこと。特に、高所から保管物を落下させて破砕するなど、囲いや底面舗装に強い衝撃を与え、また、著しい騒音・振動を発生させるような危険な作業は行わない。
- ・ 作業時間は、9時から18時までとする。また、日曜日・祝日は、全ての作業を行わない。
- ・ 上記の時間帯にかかわらず、保管の作業に用いる重機等や、破砕機等については、稼働時間ができるだけ短時間になるよう、効率の良い作業計画の作成に努める。
- ・ 現場責任者が事業場を不在にしている時間は、全ての作業を行わない。

(2) 火災予防上の措置

ア 危険物への対応

①貯蔵・取扱いをする危険物の品名

- ・ 軽油（180ℓ以下） ※軽油携行缶にて保管
- ・ 廃プラスチック（50t） ※野積み

②事業に使用する燃料及び廃プラスチックは、消防法及び印西地区消防組合火災予防条例に従い貯蔵及び取扱いを行う。

③工場棟内においては消火器及び非常口の誘導標識を設置する。

④危険物管理者は張寧寧とする。

イ 火災発生時の対応

「4 事故時の措置」に基づいて、適切に対応する。

(3) 汚水対策の措置

- ・ 汚水が生じる作業工程にあつては、必ずこの標準作業書に定める作業方法を取り、設備の維持管理をすることに加え、以下の事項を遵守する。

- ・ 現に事業場外への排水に著しい濁り、着色等の異常が認められる場合には、直ちに水を使用する作業を中止し、県に報告する。
また、原因を特定するため、自主的に水質検査を実施し、県に報告するとともに、有効な対策が講じられるまで、水を使用する作業を再開しない。

(4) 従業員の教育

ア 標準作業書に基づく教育

- ・ この標準作業書に基づき、アルバイトを含めた全従業員に必要な教育を行う。
- ・ 現場責任者については、標準作業書の内容を全て説明できる程度の理解が求められるため、特に重点的に教育を行い、定期的な理解度の確認を実施する。

イ 訓練の実施

- ・ アルバイトを含めた全従業員を参加させ、定期的（毎月）に次の内容の訓練を実施し、その結果を記録する。
 - ①標準作業書に基づく各作業の方法の確認
 - ②異常が発生したときの情報伝達の訓練、緊急時の通報体制の確認
 - ③危険物（軽油等の燃料など）の取扱方法の確認
 - ④地域住民等から苦情、要望等の申入れがあったときの対応方法の確認

ウ 多言語対応

- ・ 外国人従業員についても、この標準作業書や事業場内の掲示等の意味を正しく把握できるよう、必要に応じて外国語を併記し、十分な教育を行う。

(5) 廃棄物の処理

事業活動に伴って発生した産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して、適正に処理する。

なお、産業廃棄物の収集運搬については自社にて行う。

- ①産業廃棄物を一時的に保管する場所

配置図のとおり

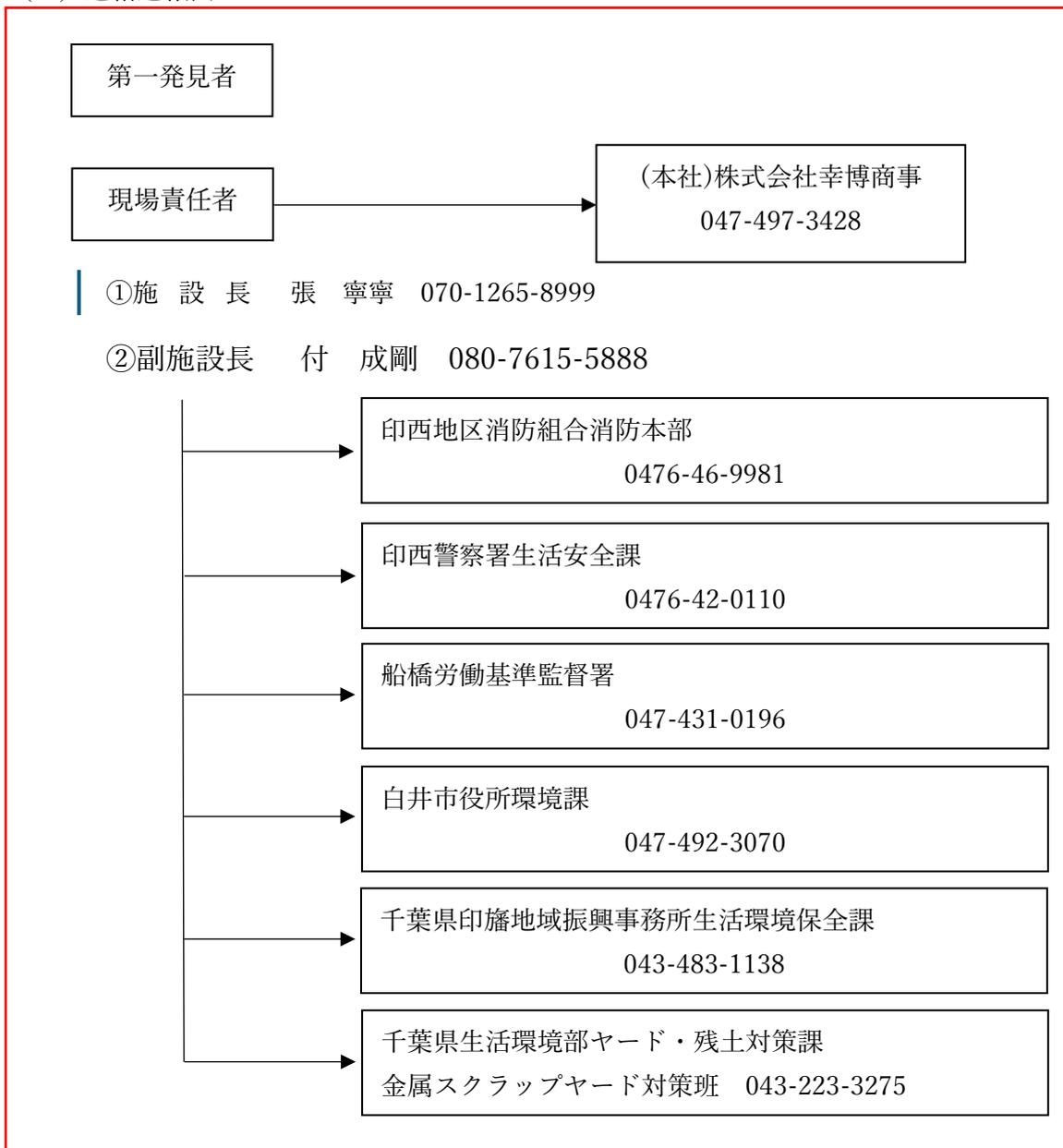
- ②収集・運搬：株式会社幸博商事（許可番号：01200235705）
- ③処理の委託先：株式会社フジコー（許可番号：01220007240）
- ④廃酸・廃アルカリ・汚泥の処理：株式会社フジコー（許可番号：01220007240）

4 事故時の措置

(1) 事故等の対応

- ・ 緊急通報
火災が事業場で発生したときは、直ちに、消防（119）に通報する。
事故等で救急搬送が必要な負傷者が発生したときは、救急（119）に通報する。
- ・ 県への連絡等
火災を含む事故等が発生したときは、現場責任者から千葉県環境生活部ヤード・残土対策課金属スクラップヤード対策班（043-223-3275）に電話で状況報告をする。
また、県から応急措置等の指示があった場合、現場責任者を中心に適切な措置を講じる。

(2) 連絡通報表



破碎機①

全長	3m
全高	4.5m
軸数	1 軸
歯 (枚数)	30 枚
歯 (厚さ)	50mm
切断の大きさ	80mm
切断可能量 (1 時間あたり)	1000kg
モーター出力	45kW×2

破碎機②

全長	4m
全高	3m
軸数	2 軸
歯 (枚数)	34 枚
歯 (厚さ)	100mm
切断の大きさ	40~200mm
切断可能量 (1 時間あたり)	1000kg
モーター出力	45kW×2

粉碎機①

全長	1.5m
全高	2m
軸数	1 軸
歯 (枚数)	7 枚
歯 (厚さ)	40mm
切断の大きさ	24mm
切断可能量 (1 時間あたり)	300kg
モーター出力	45kW

粉砕機②

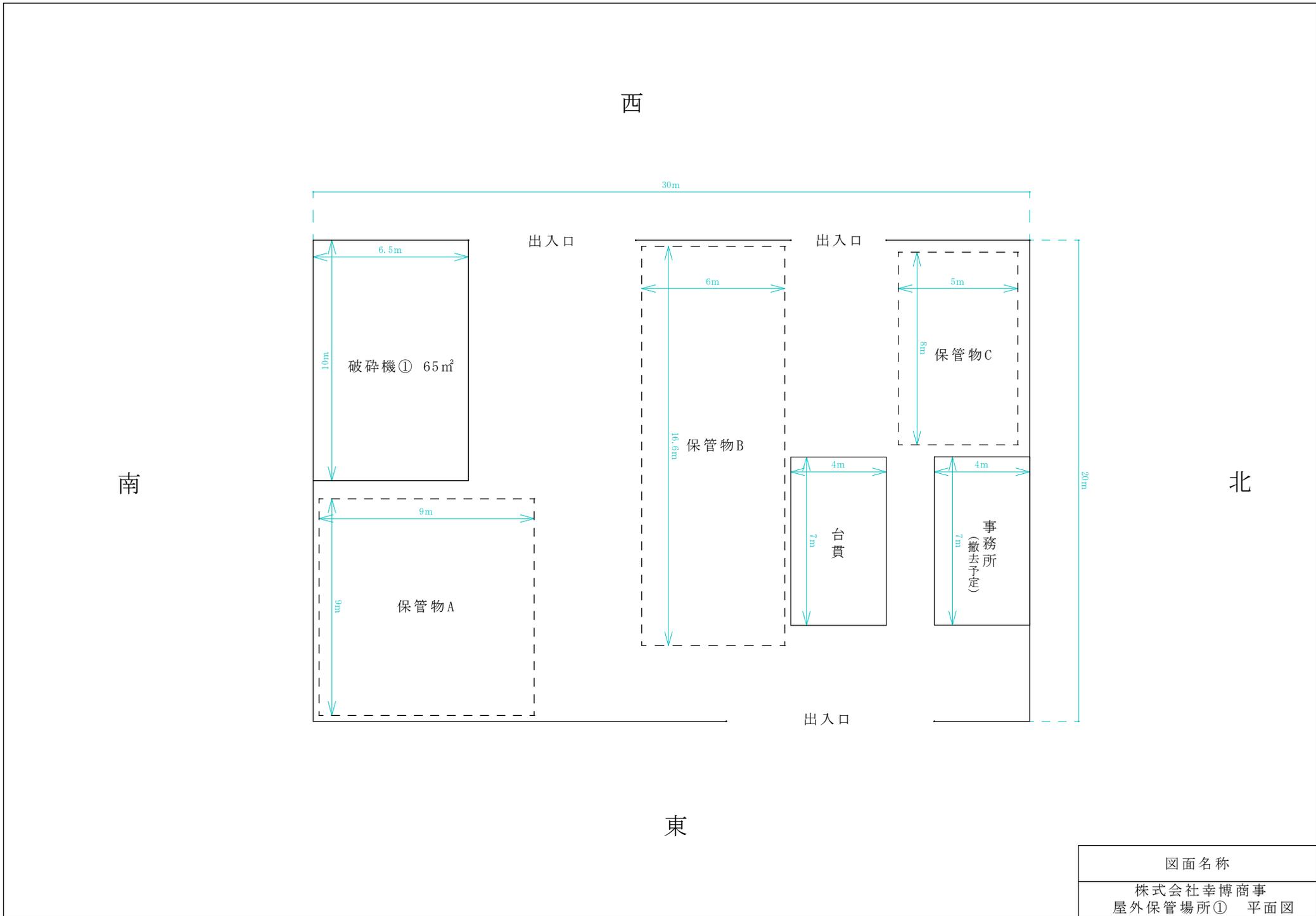
全長	2m
全高	4.5m
軸数	2軸
歯（枚数）	18枚
歯（厚さ）	30mm
切断の大きさ	24mm
切断可能量（1時間あたり）	500kg
モーター出力	55kW

切断機

全長	4m
全高	3m
歯（枚数）	2軸
歯（大きさ）	34枚
歯（厚さ）	100mm
切断の大きさ	40～200mm
切断可能量（1時間あたり）	1000kg
モーター出力	45kW×2

洗浄機

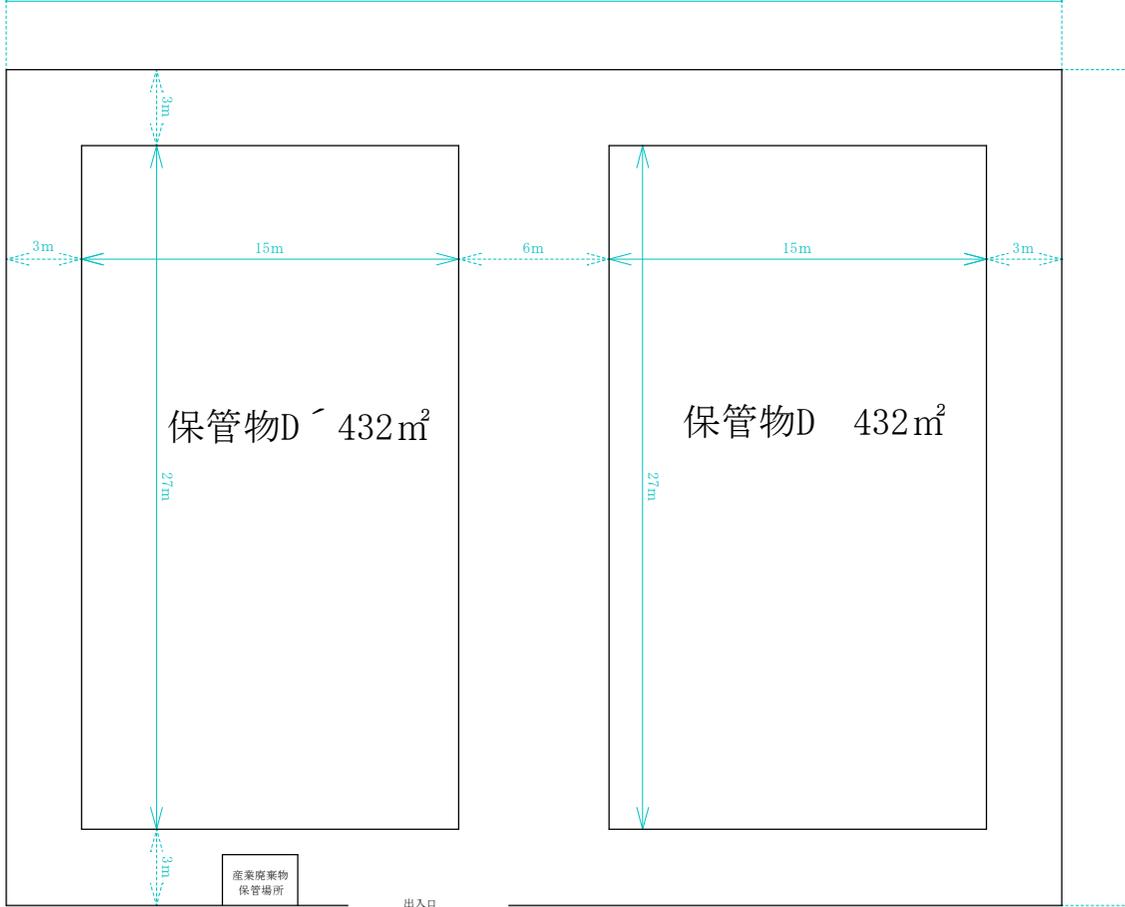
全長	4.5m
全高	1.5m
洗浄可能量（1時間あたり）	500kg
モーター出力	2.2kW×2



図面名称
株式会社幸博商事 屋外保管場所① 平面図

西

42m



南

保管物D 432m²

27m

15m

3m

3m

産業廃棄物
保管場所

出入口

東

保管物D 432m²

27m

15m

3m

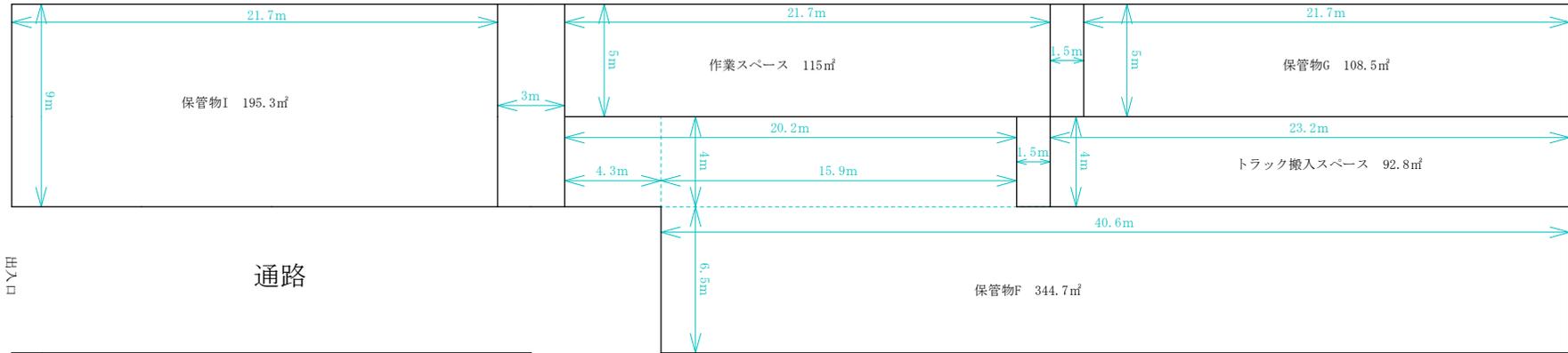
33m

北

図面名称

株式会社幸博商事
屋外保管場② 平面図

北

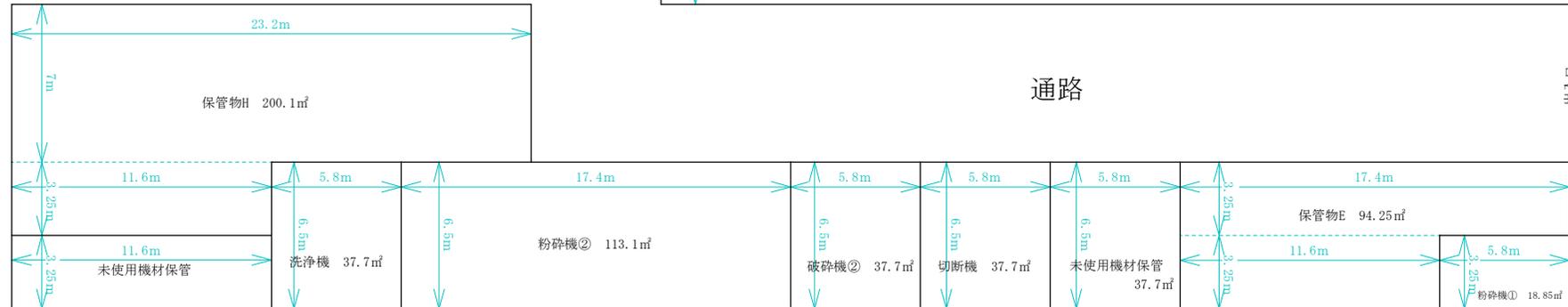


西

出入口

通路

東



出入口

通路

南

図面名称	尺度
株式会社幸博商事 工場棟内平面図	1/300